平成２６年（フ）第３６０号
神奈川県座間市小松原１丁目26番13号　メイプルＶ203号
債務者　長瀧　敏夫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６号
新潟県佐渡市千種977番地５
債務者　村松　幸一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第３８４号
静岡県沼津市井出1245番地の１　パステルコーポ杉山１－Ｂ、前住所静岡県御殿場市二枚橋494番地の12
債務者　髙木　正人
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
静岡県三島市加茂川町23番12号　祇園荘１Ｂ
債務者　石川　利子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
静岡県富士市永田北町10番26号　カーサベルテサノ201号
債務者　加茂佐和子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４３号
京都府福知山市字鋳物師18番地　村田アパート
債務者　田中　芳文
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２号
京都府福知山市字行積163番地の１
債務者　宝角　曜子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第９６０号
堺市中区土師町３丁15番20号、前住所堺市中区新家町256番地７
債務者　下野ひとみ（旧姓早津）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７４号
堺市美原区北余部西１丁目１番３－905号
債務者　松井　夏江
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９９２号
堺市西区鳳南町５丁533番地
債務者　窪田　健司
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９９５号
堺市中区土塔町92番地20
債務者　津田　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９９９号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番６－504号
債務者　芝崎　邦夫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００６号
大阪府河内長野市南花台５丁目15番18号
債務者　北井　義通
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０１２号
堺市北区百舌鳥梅町１丁15番地24
債務者　北村　　章
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
和歌山市島51番地の10　ニューかわながす団地２棟４階30号室
債務者　惠中　雅一
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４２号
和歌山県有田市箕島441番地８
債務者　由良マサ子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４６号
和歌山市楠見中306番地の１　楠見中ハイツ101号室
債務者　境　　弥紀
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４９号
和歌山市杭ノ瀬333番地の14
債務者　北野　　亮
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係